

告 示

埼玉県教委告示第十一号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第六条第一項の規定により、次に掲げる埼玉県指定有形文化財の指定を解除する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

種 類	名称及び員数	所 在 地	所有者	指定年月日
工芸品	短刀銘但州住国光 一口	埼玉県所沢市西所 沢一丁目七番二十 六号	新光忠	昭和三十 九年十一 月十七日